

## 工事・作業・（行事）許可申請要領（港則法関連）

茨城海上保安部  
交 通 課

### 1 提出様式及び提出期日について

工事・作業・（行事）許可申請書は第9号様式・A4版を使用し、着手希望日の1ヶ月前に元請者（行事にあっては主催者などの実施責任者）が申請して下さい。

※ 第9号様式については、海上保安庁のホームページよりダウンロードすることができます。

茨城海上保安部⇒「海の安全情報(沿岸域情報提供システム)」⇒「サービス情報  
⇒申請手続き案内・様式」⇒ 第9号様式（工事・作業又は行事）許可申請書  
「<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/ibaraki/service/sinsei.htm>」

### 2 提出部数について

日立港における工事・作業・行事許可申請は、日立港長あてとし、平潟港・大津港・会瀬港・常陸那珂港・那珂湊港・大洗港における工事・作業許可申請は、茨城海上保安部長あてに提出して下さい。

### 3 申請書類の綴り方

書類の綴り順がバラバラであると申請内容を把握するのが煩雑となり、その結果審査期間が長くなるほか、修正等の依頼をお願いすることがありますので、下記の標準綴り順で提出して頂けるようご協力をお願い致します。

#### 記

- (1) 許可申請書（様式第9号）：申請者は原則として元請け業者
- (2) 他官庁の許可届出等（写し）
- (3) 請負契約書、発注証明書等（写し）
- (4) 施工計画書：1 施工概要、2 施工位置図、3 工程表、4 施工フロー図、5 施工方法
- (5) 安全対策：1 組織図・安全管理体制、2 安全対策、  
3 水域利用者との調整状況（必要に応じて）4 緊急連絡系統図
- (6) 警戒船管理運用要領
- (7) 使用船舶一覧表、警戒船受講証明書等
- (8) 底質調査・磁気探査報告書、水底土砂計量証明書等

## 4 第9号様式の記載要領

### 第9号様式

(工事・作業又は行事)許可申請書

年 月 日

日立港長殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

#### 1 目的及び種類

〔単に契約名のみではなく、具体的に記入すること。〕

例：・防波堤築造工事  
・大洗港維持浚渫工事

#### 2 期間及び時間

〔期間は契約工期ではなく許可申請に係る工期を記入すること。〕

例：・令和〇年〇月〇日～〇月〇日（予備日〇月〇日～〇日）日出～日没  
・令和〇年〇月1日、4日、8日（実作業3日）予備日9、10日（2日間）

#### 3 区域又は場所

〔施工場所の住所等を記載すること。〕

例：ひたちなか市和田町3番

(区域を示す図面を添付すること。)

#### 4 方法

〔枠内に記載できない場合は「別添による」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。作成要領は次頁のとおり。〕

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

#### 5 その他

〔枠内に記載できない場合は「別添による」と記載し、施工方法等の書面等を添付すること。その作成要領は次頁のとおり。〕

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

## 5 添付書類作成要領

### (1) 他官庁の許可・届出等の写し

- ・ 他官庁にて審査に時間の要するものについては、許可・届出申請書の写しを添付すること。(但し、他官庁の許可後に差し替えること。)
- ・ 火薬類消費許可(花火の打上げ等)
- ・ 土砂等の受入事前協議書、建設発生土受入承認書等(埋立地への土砂等の投入がある場合)

### (2) 請負契約書、注文書または発注証明書の写し

- ・ 発注者名、受注者名(印あり)及び契約期間があるもの。(請負契約書等で正式な契約が整っていない場合は印なしのものを添付し、整い次第差し替えること。)

### (3) 施工計画書

#### イ 施工概要及び期間

- ・ 施工概要については、工事の目的及び施工方法について簡単に記載すること。
- ・ 期間については契約工期ではなく、申請期間を記載すること。

#### ロ 位置図

- ・ 全体図(縮尺の小さいもの)および拡大図を添付すること。

#### ハ 工程表

- ・ 申請期間に合わせて作成する。(陸上工事と海上工事をきちんと区別すること、特に後片付け工のような曖昧な記載はさける。)

#### ニ 施工フロー図

- ・ 工程表の工種に合わせて作成すること。

#### ホ 施工方法

- ・ 施工フロー図に合わせ、各工種毎の説明(目的と施工要領記載)及び説明図を作成すること。

例：1 施工フロー図

```
graph TD; A[足場設置工] --> B[塗装工]
```

2 施工方法

(1) 足場設置工・・・施工区域内の作業床の確保及び資機材等の転落防止を図るため、吊り足場を設置する。 → (目的)  
資機材をクレーン台船を使用して栈橋上に搬入のうえ、単管及びクランプ等により人力にて足場を組立てる。 → (施工要領)

(2) 塗装工・・・栈橋上の手摺及び鋼材部の発錆部の防食防止を図るため。 → (目的)  
サンダー、ワイヤーブラシ等により、表面処理を行なった後、刷毛・ローラーにて塗装を行なう。 → (施工要領)

### ※注意事項

- ・ 専門用語を避けて、分かり易く記載する。
- ・ 狭い海域での作業の場合は作業区域から対岸までの可航幅を記入する。
- ・ 埋立区域への土砂運搬等、定期的な船舶の運航がある場合にはサイクルタイム表を作成する。(1日あたりの運航隻数、運搬土量等を明確にする。)
- ・ 標識等を設置する場合は、標識等の性能表を添付する。(標体色、灯質、到達距離等)
- ・ 曳航作業がある場合は、曳航姿図を添付する。(曳航全長がわかるようにする。)
- ・ 資機材等の海上運搬がある場合は、運搬経路図を添付する。(法定航路等が記入されたもの。)

(4) 安全対策

- ・別添安全対策を参照し作業内容に合わせて作成すること。
  - ・その他添付書類・・・作業船避難位置図、夜間停泊位置図等

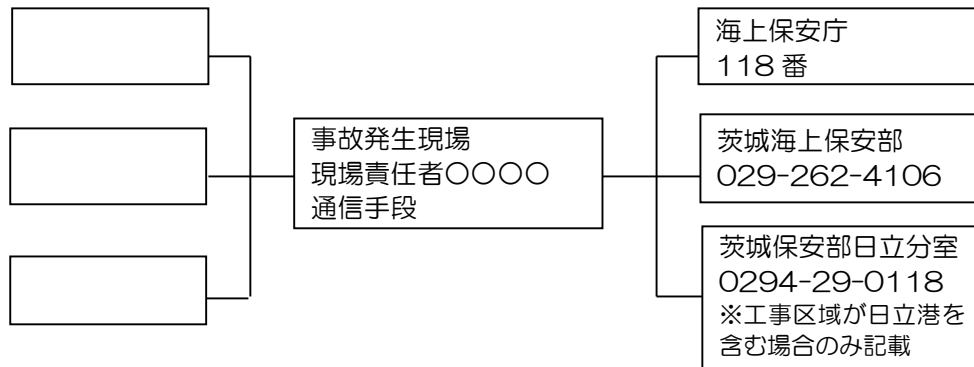
(5) 緊急連絡系統図 (緊急連絡系統記載要領参照)

- ・船舶電話からの場合  
海上保安庁 118 茨城海上保安部 029-262-4106  
茨城海上保安部日立分室 0294-29-0118(日立港における場合)
- ・一般加入電話及び携帯電話からの場合  
第三管区海上保安本部 118 茨城海上保安部 029-262-4106  
茨城海上保安部日立分室 0294-29-0118(日立港における場合)

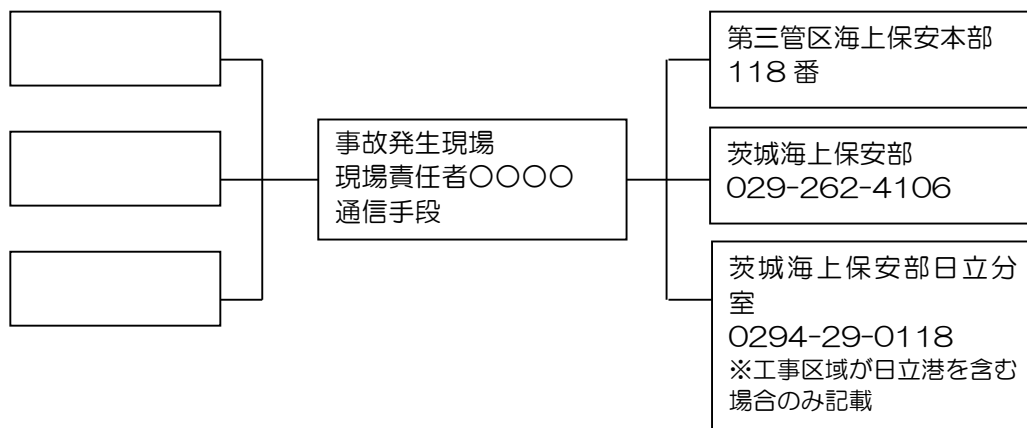
緊急連絡系統記載要領 (例)

緊急連絡の場合、海上保安庁118と記載するようお願いしていたところですが、通信手段によって通報先が異なるため、次のとおり記載するようお願いします。

事故発生現場からの通信手段が船舶電話からの場合



事故発生現場からの通信手段が一般加入電話及び携帯電話のみの場合



(6) 警戒船管理運用要領

- ・警戒船が配備される場合には別紙「警戒船管理運用要領」を参考に、工事内容、海域等に合わせて作成すること。
- ・警戒船に関する管理講習(警戒業務管理者)及び業務講習(専従警戒要員)の受講証明書<sub>1</sub>の写しを添付すること。

(7) 関係先への周知状況

- ・周知先、周知日付等を記載したものを添付すること。

- ・ 船舶交通に影響のある工事作業（行事）については、周知用ポスター等を作成し関係先に周知を行うとともに申請書に添付すること。

(8) 使用船舶一覧表

- ・ 船舶を使用する場合は別添「使用船舶及び操縦者一覧表」を添付すること。

(9) その他

イ 磁気探査結果報告書

- ・ 浚渫、床掘り及び杭等の打込みがある場合に添付すること。

ロ 水底土砂計量証明書

- ・ 水底土砂の海洋投棄、埋立地への投入等がある場合に添付すること。

## 5 その他の注意事項

- (1) 工事作業に着手した場合は着手届(様式 1)、竣工した場合は竣工届(様式 2)を速やかに提出してください。(FAX による届出も可能 FAX 番号 029-262-4371)
- (2) 作業内容に変更等が生じた場合は内容変更許可申請書(様式 3)又は内容変更届(様式 4)を変更前に提出すること。(変更内容によって提出書類が異なるので事前に相談してください。)
- (3) 着手・竣工届(様式 1・2)及び使用船舶(追加・変更)届(様式 5)の届出者については、工事・作業(行事)許可申請書内に当該届出を申請義務者に代わって届け出る者(現場責任者等)を予め指名することにより、以後の届出をその者から届出することができます。
- (4) 平成 17 年 11 月 1 日以降、船舶交通の実態がほとんどない水域における小規模な作業、当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等、港則法の目的である港内の整理整頓及び船舶交通の安全確保に影響を与えない工事又は作業については、港長の許可は要しません。(許可の要否についての判断は、当課にお問い合わせください。)

お問い合わせ先

茨城海上保安部 交通課 航行安全係

029-262-4106

## 6 安全対策記載例

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

### ※船舶の使用がある場合

---

#### 共通安全対策記載例

- 1 現場には許可書又は写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- 3 工事作業においては、港則法、海上衝突予防法の規定を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- 4 通航船に支障がある場合は作業を中断し、作業船を移動するか又は、アンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。
- 5 夜間作業は実施しません。（※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること）
- 6 作業開始前には、船舶等の始業点検を実施します。
- 7 作業船等の乗組員および作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 8 材料、資機材等が海面へ落下しない様な措置を講じます。
- 9 流出のおそれがあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- 10 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
- 11 気象情報、特に注意報等の発令に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。  
例：風速 15m/s 以上、波高 1.5m 以上、視程 1,000m 以下
- 12 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。

- 
- (13) 作業中は、常時警戒船を配備します。  
〔※警戒船を配備する場合に記載〕
  - (14) 作業船のアンカー位置を示す標識（※形状・灯色・灯質等を記入のこと）を設置します。  
〔※起重機船等の作業船がアンカーして作業する場合に記載〕
  - (15) 磁気探査の結果、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに茨城海上保安部に連絡をとり、指示をうけます。  
〔※磁気探査を実施する場合に記載〕
  - (16) 作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。  
〔※作業区域内にバースがある場合に記載〕
  - (17) 危険物積載船舶から 30 メートル以内では作業は実施しません。  
〔※作業区域の近隣に危険物取扱いバースがある場合に記載〕

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

## ※船舶の使用がない場合

---

### 共通安全対策記載例

- 1 現場には許可書又は写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- 3 夜間作業は実施しません。（※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること）
- 4 作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 5 材料、資機材等が海面へ落下しない様な措置を講じます。
- 6 流出のおそれがあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置等にあたっては、流出の防止に努めます。
- 7 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
- 8 気象情報、特に注意報等の発令に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。  
例：風速 15m/s 以上、波高 1.5m 以上〔※潜水作業、海上部へ張り出している作業等がある場合に記載〕
- 9 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。

- 
- (10) 作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。  
〔※作業区域内にバースがある場合に記載〕
  - (11) 危険物積載船舶から 30 メートル以内では作業は実施しません。  
〔※作業区域の近隣に危険物取扱いバースがある場合に記載〕

※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

---

## 潜水作業の安全対策（ヘルメット式）（※別方法の時は、それぞれ、フーカー式・スクーパー式の別を記入）記載例

- 1 作業前には潜水者の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を行います。
  - 2 作業中は潜水土船上（※潜水土船を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入）に、国際信号旗A旗を表す信号板を掲げるとともに、見易い場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
  - 3 潜水土船上（※潜水土船を使用しない場合は、栈橋上等）には補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
  - 4 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し十分に周知します。
  - 5 潜水土と見張り員との連絡は水中電話（※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入）で行ないます。
  - 6 潜水作業は、潜水作業安全施工指針（国土交通省港湾局監修）に基づき実施します。
- 
- 7 潜水作業は2名1組のバディー潜水にて実施します。  
〔※スクーパーのみ記載〕
  - 8 推進器や船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合せを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。（※船底調査等を実施する場合は、船橋、エンジンルーム等に貼る周知ポスターを別添付してください）  
〔※船底付近での作業を実施する場合に記載〕
  - 9 潜水作業を実施することについては、バース管理者（※具体的名称を記入）と調整済です。（※連絡した日時、担当者の所属・氏名を記載する）  
〔※バース付近で作業を実施する場合に記載〕



※安全対策記載例はそのまま使用せずに、申請工事等の形態にあったものにかえて記載してください。

---

## 火気使用の安全対策記載例（危険物荷役棧橋での工事等）

- 1 工事を行う前に、棧橋側責任者と工事内容等につき十分な打ち合せを行います。
  - 2 火気の使用に際しては、事前にガス検知を実施し、また、作業中も随時実施しながら、安全確認を行います。
  - 3 最寄りの消火栓にホースを接続しておき、直ちに使用できるようにします。
  - 4 工事現場付近に持ち運び式消火器を用意して置き、直ちに使用できるようにします。
- 

## 夜間作業の安全対策記載例

- 1 作業に必要な照度を得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- 2 照明の点灯に際しては、通航船舶に対し眩惑を与えることの無い様に照度、照射方向等を考慮します。
- 3 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的				
船名				
船舶番号				
総トン数				
船舶寸法				
形式・能力				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗組員				
計				
有効期限				
交付機関				
電話番号				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
交付年月日				
有効期限				
備考				

様式1

# 工事着手届

年 月 日

日立港長 殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

届出者住所  
氏 名

着手届の提出について

標記について、下記のとおりお届けいたします。

記

工事名	
工事場所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工事期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
着手年月日	年 月 日

担当者氏名  
電 話

様式2

# 工 事 竣 工 届

年 月 日

日 立 港 長 殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

届出者住所  
氏 名

着 手 届 の 提 出 に つ い て

標記について、下記のとおりお届けいたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工 事 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日
着手年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
添 付 書 類	竣 工 図 面

担当者氏名  
電 話

様式3

## 内容変更許可申請書

令和 年 月 日

日立港長 殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

申請者住所  
氏 名

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間及び時間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( 年 から まで)
変更内容	
変更理由	
変更期間及び時間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( 年 から まで)

担当者氏名  
電 話

様式4

# 内 容 変 更 届

令和 年 月 日

日 立 港 長 殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

届出者住所  
氏 名

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間及び時間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( 年 から まで)
変更内容	
変更理由	
変更期間及び時間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( 年 から まで)

担当者氏名  
電 話

様式5

## 使用船舶(追加・変更)届

令和 年 月 日

日 立 港 長 殿

(特定港以外の港にあつては、茨城海上保安部長あて)

届出者住所  
氏 名

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	第 号
許可期間及び時間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( から まで)
届出の理由	
届出期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ( から まで)

担当者氏名  
電 話

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)